

令和 7 年度
第 2 回
会 議 次 第

尾鷲市地域公共交通活性化協議会

令和7年度第2回尾鷲市地域公共交通活性化協議会

会議次第

日 時：令和7年11月20日（木）

14:00～14:40

場 所：尾鷲市役所 3階 第三委員会室

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 65歳以上のふれあいバス無料化について
- 4 尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正について
- 5 尾鷲市地域公共交通計画の改定について
- 6 閉会

○令和7年度第2回尾鷲市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

役職名	氏名	団体名	備考
会長	下村 新吾	尾鷲市副市長	
副会長	中井 修	尾鷲市区長会副会長	欠席
座長	豊福 裕二	三重大学人文学部教授	
監事	宮本 泰成	尾鷲市自治会連合会会長	
	大西 正隆	尾鷲市老人クラブ連合会会長	欠席
委員	榎本 富男	尾鷲市区長会会长	
	堀口 時彦	三重交通株式会社 南紀営業所長	随行 営業係 八木 誉
	田中 英司	一般社団法人三重県タクシー協会 尾鷲支部長 株式会社クリスタルタクシー代表取締役	欠席
	内田 裕之	三交南紀交通労働組合執行委員長	
	森 慶之	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	
	村上 敦	尾鷲警察署交通課長	
	岡田 明	三重県地域連携・交通部交通政策課長	代理 三重県地域連携・交通部 交通政策課主任 勝又 一樹
	北川 真一	国土交通省中部地方整備局 紀勢国道事務所計画課長	
	浅野 覚	三重県尾鷲建設事務所長	欠席

○事務局

尾鷲市政策調整課

課長	三鬼 望
係長	松井 克磨
主任	大川 舞喜

開会：午後 14 時 00 分

1 開会

(豊福座長)

令和 7 年度第 2 回尾鷲市地域公共交通活性化協議会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、ただ今の出席者は 10 名であります。規約第 8 条第 1 項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告いたします。申し訳ございませんが、会議の進行上、携帯電話等はマナーモード等の設定をお願いします。

次に、事前に配布している資料につきまして、事務局より連絡があります。

(事務局長)

皆様こんにちは、事務局長の政策調整課三鬼と申します。

よろしくお願ひいたします。

本日は、事務局として、係長の松井と、担当の大川が同席しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。配付資料につきましては、担当より説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、会議資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料としまして、「会議次第」、「委員名簿」、「配席図」、「資料 1 65 歳以上のふれあいバス無料化について」、「資料 2 尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正について」「資料 3 尾鷲市地域公共交通計画の改定について」となります。これらの資料について、不足などの方がございましたら、事務局までお申し付けくださいますようお願いします。

2 会長挨拶

(豊福座長)

それでは本日の会議でございますが、会議次第に従いまして進行させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まずは会議次第の 2 になりますが、本協議会の会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

(下村会長)

みなさんこんにちは。本協議会の会長をさせていただいております、尾鷲市副市長の下村でございます。

本日はお忙しいところ尾鷲市地域公共交通活性化協議会にお集まりいただきありがとうございます。

この協議会では、より多くの市民の皆さんに利用される公共交通を目指していくために、委員の皆さまからの様々なご意見を頂きたいと考えております。

先程、事務局から会議資料について説明がありましたが、本日は、「65歳以上のふれあいバス無料化」、「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正」、「尾鷲市地域公共交通計画の改定」につきまして、ご審議いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 65歳以上のふれあいバス無料化について

(豊福座長)

それでは、議事に入りたいと思います。

会議次第の3になりますが、「65歳以上のふれあいバス無料化」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「65歳以上のふれあいバス無料化」についてご説明いたします。

資料1の1ページ目をご覧ください。

現在、本市におきまして、先の尾鷲市長選挙において市長が掲げた公約である「65歳以上のふれあいバス無料化」について、検討を進めております。

全国的に少子高齢化が進むなか、本市の高齢化率は46.5パーセントと国や県の状況を大きく上回っており、一人暮らしの高齢者も増加しております。

そのような状況をふまえ、本市では、「市民が健康で生き生きと暮らせるまちづくり」を目指し、高齢者が健康寿命を一日でも長く、生きがいを持って暮らしていただくため、介護予防教室をはじめとする様々な取り組みを推進しています。

それと同時に、高齢の方々が家に引きこもりがちにならないよう、少しでも外へ出て体を動かす機会を増やし、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていただくためには「移動の足に困らない社会づくり」が課題となっています。

また、度重なる物価高騰の中で、高齢者の通院や買い物等、移動にかかる経済的負担を理由に公共交通の利用頻度を制限するといった傾向も見られます。

これらの課題解決のための施策の一つとして、コミュニティバスを利用して多くの人に出かけるきっかけを促すため、65歳以上の尾鷲市民に対する「ふれあいバスの無料化」を実施したいと考えております。

続いて2ページ目をご覧ください。

無料化は全路線を対象に行う予定ですが、須賀利地区については乗り換えがございますので、次のページで須賀利の無料化方法案について説明いたします。

3ページ目をご覧ください。

ふれあいバス須賀利地区に乗車し尾鷲総合病院に行く場合ですが、先ず、須賀利町内から、バス停 島勝までの間の区間について、ふれあいバスの料金が無料になるだけではなく、三重交通様が運行する幹線バス、島勝線及び尾鷲海山線に乗り換え、尾鷲総合病院、つまり尾鷲市内にて降車する場合の料金も無料化していきたいと考えております。

ただし、須賀利からふれあいバスに乗車し、島勝線に乗り換えて、尾鷲まで来ることなく、紀北町内にて降車した場合については、ふれあいバスの料金のみ無料になり、島勝線を利用した際の運賃はお支払いいただく予定です。

次に、65歳以上無料化に向けて予定しているスケジュール案について説明いたします。

4ページをご覧ください。

まずは、現在11月初旬から21日にかけて、センター管内の各地区において行っております「市長との地区懇談会」にて、今後の市政の取り組みのひとつとして、ふれあいバス無料化について簡単に説明をしたうえで、参加した地区的皆様からご意見を伺っております。高齢化率がかなり高い地区が多く、総合病院やスーパーなど市街地までの運賃が高くなるセンター管内ということもあり、無料化についてはかなり好意的な意見を皆様からいただいているようです。また、市街地、いわゆる旧町内の皆さまや、地区懇談会に参加していない皆様からも幅広く意見を聞くために、令和8年度中をめどにパブリックコメントの募集を予定しております。そして、皆さまから頂いた意見も参考にしながら、無料化の方法や予算についての詳細を計画したうえで、令和8年5月頃に開催する令和8年度第1回尾鷲市地域公共交通活性化協議会において委員の皆さまへ説明し、ご審議いただきたいと考えております。その後、6月頃に議会へ説明したうえで、この無料化に係る予算化を行い、具体的な事前準備に取り掛かり、8月～9月頃にかけて広報誌等で無料化に関する周知を徹底し、10月の無料化を目指しております。

なお、現在は無料化までの事務手続きや、実施時の乗車方法、関連経費の予算化などについて、関係機関との協議や、無料化を実施している他市町様の情報収集などに努めているところです。

そこで、本日様々な立場でご参加いただいている委員の皆さまから、先ずはこの「ふれあいバスが無料化されること」について、どんなことでもかまいませんので、ぜひ率直な意見をお聞かせいただきたいと考えております。

以上で、「65歳以上のふれあいバス無料化」についての説明を終わります。

(豊福座長)

ただ今、事務局より説明がありましたが、「ふれあいバスが無料化されること」について、意見やご質問等がございましたら、ぜひ積極的にご発言をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

どういった点からでも結構です。

(事務局)

もしよければ、宮本さんから順繰りにご意見いただいてもよろしいでしょうか。

(豊福座長)

はい、という事務局からのご要望ですので、よろしくお願ひします。

(宮本監事)

宮本です。この無料化という所で、200円分無料、400円分無料と書いてあるんですが、ここでの意味がちょっとわからなくて、これは完全無料化ということで考えていいんですか。それとも、例えば海山まで行って、海山で一回降りて買い物して、また尾鷲に行きたいなど乗り換える場合とか、そういう場合でも無料ということでしょうか。

(事務局長)

ご説明いたします。基本は65歳以上の市民の方に無料でご利用いただくことを基本としておりまして、ご存じのように市内を巡回するコースや、北輪内、南輪内、九鬼・早田線も含めて、基本すべて無料をいま想定しております。先ほど説明した須賀利だけは、須賀利から直接尾鷲まで来る便は朝の1便しかなくて、それ以外の便は三重交通さまの島勝線を利用させていただいている、そこは、基本的には尾鷲市がふれあいバスを走らせてている区間ではないものですから、そこも含めて同一サービスを提供するために、ふれあいバスの200円区間と、三重交通の区間も併せて今600円で須賀利から尾鷲まで来ていただいているんですけど、それも含めて無料化にしてはどうかという案を今ご説明したので、基本無料になるとお考え下さい。

(宮本監事)

はい、よくわかりました。夕べだいぶ読んでいたんですけど、完全無料化ってこれはどういう意味かと思って、だいぶ悩んでこれはどうしても聞きたいなと思っていて。あと、余分なことすれど、当然65歳以上の証明書というかパスみたいなやつはまた交付というか、そういう形になるわけですね、おそらく。

(事務局長)

そうですね、今日の意見を踏まえた上で実施に向けては、実際に運行していただいている三重交通様のお考えとか、あと運転手さんがどういう対応をすればいいのかということも踏まえて、基本は無料バスを対象者に発行させていただいて、それを利用することで無料が実施できないか。将来的にはデジタルも含めて、例えばスマートフォンを使ってしている所もありますので、そういう所は現在情報を集めているところでございます。

(宮本監事)

はい、わかりました。

もう実施時期が来年の何月だったかな。割と近い時期で半年そこらしかありませんので、できる限り自分たちの立場で協力できることは協力していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

(事務局)

続いて榎本様よろしいですか。

(榎本委員)

この物価高騰のおりに無料化というのは高齢者にとって本当に大変ありがたいことで、皆さん買い物に行っても、100円でも10円でも安いところに買いに行くような状態でございますので、これはもう一も二もなしに賛同したいと思っています。

(事務局)

続いてお願ひいたします。

(三交南紀交通労働組合 内田委員)

私、乗務員の立場で事務局の方からもお聞きしましたけど、バスを発行していかないと、やはり65歳っていう見分けがつかない場合も多々ありますので、そういうのを発行していくだけで、掲示していただくなつていうのが一番ありがたいかなと思いました。

私も無料っていうのはすごく惹かれるんですけど、熊野の方も少子高齢化って言っていますので、年配の方も大事とは思うんですけど、子供の方も大事だし、私、乗務を尾鷲の方もしておりますけれども、小学生の方とか乗車するっていうのはあまり見受けたことがないもので、今後そういう子供さんに向けたターゲットもぜひ検討していただき活性化に向けたことをしていただければいいかなと私は思います。

以上です。

(事務局長)

はい、ありがとうございます。

ご意見いただきましたように、バスを前提に今第一段階考えておりますので、いわゆる乗務員の方がスピード的に、明らかに区別ができるような形も含めてですね、また隨時ご相談申し上げたいと思いますし、あと65歳以上の方でまずはスタートさせていただくんですけど、今お声がありましたような、どこまで対象者を広げるかという議論は、また色々な皆様にご意見を聞きながら検討は続けていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(三重交通株式会社 堀口委員)

今、内田の方からも話があったんですけど、やはりこの65歳以上の無料化を実施するにあたってですね、乗務員に負担がない、そしてトラブルがないような対応というところが必要だと思いますので、また尾鷲市さんと協議しながら進めていければと思っております。

尾鷲市さんの事務局の方から説明あったんですけど、今以上に高齢の方にバスの利用を促すというような目的でありますので、無料バスの発行件数とか、これっていう見込みとかっていうのは今現在あるんでしょうか。

(事務局長)

はい、ありがとうございます。

前段の乗務員の方のいわゆるトラブル防止とかですね、業務の遂行上のこととはまた別途ご相談させてください。

あと、第一に65歳以上の方で元気に車を運転している方もいますので、基本的にはまだ詳しい数字までは推計できていないのですけれど、今後、乗降調査等もですね、ご協力いただいていて、私たち職員も調査しておりますので、それを利用しながら次回の協議会までにはどういう方たちが見込めるかも含めて数字をお示しできるように努めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(堀口委員)

はい、ありがとうございます。

バスの小型化っていうところもありますし、利用者が増えたらやはり小型化も実現できないというところもあります。

先ほど宮本さんの方からのお話があったんですけど、再度確認なんですかね、市民の方が利用されて無料化ということなんですかね、須賀利から乗られて島勝そして、最終的には尾鷲市の方へ用事に行かれる方も、紀北町で一旦降りられたら無料化は対象外っていうことによろしかったですかね。

(事務局長)

はい。先日も須賀利の地区懇談会がございました、少し協議会の前ですけど、こういう話題になって、原則論としては、須賀利から尾鷲に来ていただく方は無料を考えていますと、須賀利から途中下車で、紀北町で用事をすまされる方は、残念ながら今も途中で降りると正規の料金を払って頂いておりますので、平準化での補助も含めて基本的には紀北町で降りられた方は今の料金を負担いただくというのが、島勝までは当然無料ですけれど、島勝から紀北町での途中下車分までは料金が発生することを今想定しております。

(堀口委員)

はい、ありがとうございます。

(紀勢国土事務所)

先ほどの説明でもありましたけども、地区懇談会でも好意的に捉えておる意見が多いということですので、多くの方に利用していただくことが大事なのかなと思います。

それと、三重交通さんも心配されていましたけれど、従業員の方のオペレーションが複雑にならないようにということも大事なことだと思いますので、利用者の方も使い勝手が良くてわかりやすいもの、そして従業員の方もオペレーションしやすい、そういう仕組みを作っていただきたいなと思います。

以上です。

(三鬼課長)

はい、ありがとうございます。

先行している事例も参考にしながら尾鷲に合った形で持続可能性の高いものを目指してまいりますので、またご意見等よろしくお願ひいたします。

(三重県地域連携)

三重県は、この三重交通さんの島勝線と尾鷲海山線に対して国と協調して補助金を出しておりまして、この島勝線と尾鷲海山線の利用が増える取り組みに繋がると思っておりますので、ぜひこのまま進めさせていただければなと思っております。

以上になります。

(事務局長)

はい、ありがとうございます。

また今後ともご指導よろしくお願ひいたします。

(尾鷲警察署)

私の質問は先ほど堀口所長からもあったように須賀利地区の料金関係のご説明を聞いてわかりました。その際、須賀利地区の方のヒアリングの内容っていうのはどんな意見があつたんですか。

(事務局長)

須賀利は今回の改正以前にも、島勝線のダイヤ改正とかですね、割と多くの皆さんが出センターに集まつていただいて積極的にご意見をいただけた地域なんですね。やはり須賀利から尾鷲に来ることは、病院、あと買い物とかですね、いろんな要件で来られるんですけど

ど、確かに直通バスが朝の1便ですので、直通バスを増やしてほしいっていう意見が一番多い時もあったり、無料化については先ほど説明もあったように歓迎の意向は相当高いんですけど、できたら今度は直通便を増やしてほしいとかですね、そういうところにご意見が集中している傾向があります。ですけど、基本的には島勝線を利用させていただくということを、三重交通様とも含めて目指しているところもございますので、地区の方のご理解を得ながらより良いものは進めていきたいと思いますし、もう一つ意見が出たのは須賀利の終点の西の浜というバス停があるんですけど、そこの場所を少し奥までというのは、今後教員住宅の解体が終わると旋回場所が奥に行けるので、バス停の位置をもう少し奥まで変えてもらえないかという意見もございましたので、そういう細かな意見も含めて地区には色々なご相談はさせていただこうと思っております。

以上です。

(尾鷲警察署)

わかりました。

バス停の場所が変わることはあることは当然ね、こっちの方の話にも関わってくるということであればね、わかりました。

あと、この690円っていうところに引っかかっていたんですけど、そういうことに関しては何も意見はなかったんですか。途中下車で尾鷲市内だったらいいけど、海山、紀北町だったら690円、それに関して特に意見はなかったですか。

(事務局長)

現在もこういう仕組みで、途中下車の場合は実費を払ってもらっていますので、特にこれに対する不満のような意見はなかったです。

(尾鷲警察署)

こういうのは、市町を通じて協定とか結んでとかの相互の市と紀北町と尾鷲市を繋ぐようなそういう無料化というのは考えておられますか。

(事務局長)

そうですね、これ三重県様が今やっている島勝線、尾鷲海山線も含めて利便増進計画という計画を国の承認を受けていろんな形でやっている中で、将来的に尾鷲市と紀北町をまたいでどういう交通システムの連携ができるのかというところは課題にもなっておりますので、それはこの利便増進計画があと3年でしたよね。あと3年たつと次の計画を考えなければいけない時期になりますので、そういう所を目指してご指摘のように連携をどうするのかとか、共同運行ができるのか等も含めて検討する時期が来るものと考えております。

(尾鷲警察署)

わかりました。

(三重運輸支局)

皆さんおっしゃられる通り、ドライバーへの負担がかかるところについては、それぞれ利用者からもやりやすいような形でご検討いただければと思います。

それから、無料化につきましては高齢者の移動に繋がりますので、健康増進に繋がることや医療費の削減等にも繋がるのではないかというところで期待しております。

それから、ご提案にありました65歳以外、例えば中学生とか小学生以下、そういうターゲットを広げることにつきましては、市内にはタクシー事業者もいますので、そこは状況をみながら、地域全体の交通ネットワークをみながらですね、今後またこの場で、また地域との関係者との協議も含めてご検討いただければと思います。

以上です。

(三鬼課長)

はい、ありがとうございます。

ご指摘のようにですね、来年、後ほど説明がございますが、地域公共交通計画を令和8年度にも策定する中で、タクシー、本日はタクシー事業者さん欠席されておりますけど、あらゆる公共交通の支えあいというか、そういうところは非常に大事だと考えておりますので、今回の無料化について影響が出るところも含めて幅広な議論はさせていただきたいと思います。今のご指摘のことも含めていろいろ想定されることはまたご相談申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

豊福先生からもお願いします。

(豊福座長)

大変思い切られたなというふうに感想をもっているんですけども、現在の利用者の中でも65歳以上の割合っていうのはどうでしょうか。多分そんな正確な統計はないんでしょうけれど。

(事務局長)

推計ですけれど、8割9割かなというのが乗降アンケートとか三重交通様の運転手様の聞き取りも含めてそういうふうに把握しております。

(豊福座長)

ですので、そういう意味ではほぼこれを無料化していくということで、ただ、65歳以上の方の、要するに、高齢化率がすでに46.5%だということですね。ということと、市長選で非常にこれだけの民意が示されたということですので、そういう意味では十分根拠のある施策なのかなというふうには思っています。その上で、一方で免許の返納について今まで半額という確かあったと思うんですけれど、それじゃあもうなくなるっていうことになるのか。逆に、免許返納は多分65歳以下であまり返納する人は少ないかもしれませんけど、そういう場合はどうなるんだろうかとか。そういうこともちょっとあるのかなというふうに少し思いました。

(事務局長)

ありがとうございます。確かに、今まで免許の返納を促して、ふれあいバスの乗車を半額にするのをお二人までできるというふうに、安全運転の観点から警察様とも協議させてもらっていましたので、そういうメリットも含めて、どういうところが今後必要になってくるのかは、また様々な意見を聞きながら調整をさせていただきたいと思っています。

(下村会長)

市長も今、各周辺地区を回って、今日も午前中九鬼町の方へ行ってまいりました。そういった中で、当然この市役所を中心にこの中心市街地、行政機関や銀行、学校等も全部あつまつておると。周辺部につきましては、周辺市街地というとらえ方をさせていただいて、各種公共施設を立地するにしても、やっぱり物理的に無理な状況にある中で、高齢者の方が家に巣ごもりするんではなくて、どんどん尾鷲に出てきてほしいと、20分、30分、いわゆるふれあいバス、公共交通を使って20分、30分で来られるところは、周辺市街地であるということで、やはり巣ごもりするんではなく、どんどん尾鷲に出てきてくださいよと、そういうことでフレイル予防にもなりますし。各周辺部のコミュニティーセンターでは高齢者が集うようないろいろな講座も展開しておりますので、家にいるのではなく、外に出てもらうよう積極的にPRしておりますので、うちといたしましても、そのふれあいバスの料金が無料化になるということが、高齢者の方に外へどんどん出ていただくということを願つてのことだと思いますので、委員の皆様にはいろいろご協力をお願いしたいと思います。

(豊福座長)

はい、ということで、一通りご意見いただきましたが、追加で何かございましたら、よろしいでしょうか。

いろいろと意見を伺いましたが、これを受けて事務局の方から何かございますか。

(事務局長)

はい、ありがとうございます。本日残念ながらご都合で欠席されておられる委員さんもありますので、今日ご意見賜ったことはしっかりと伝えながら、また意見をいただくことにも努めて協議会にも再度諮りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

4 尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正について

(豊福座長)

それでは、次の議題に移りたいと思います。

会議次第の4になりますが、「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正」につきましてご説明いたします。
資料2の1ページをご覧ください。

令和5年10月1日に道路運送法の改正があり、いわゆる一般乗合旅客自動車運送事業、つまり九鬼早田線、北輪内線、南輪内線の3路線の運賃を変更する場合は、運賃を協議するための協議会を新たに設置し、尾鷲市、三重交通様、中部運輸局様、市民代表者様の4者で協議を行うことが義務付けられました。

また、この協議を行うときは、あらかじめパブリックコメントの募集など、利用者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければなりません。65歳以上の無料化については実施方法等について検討中でありますので、この運賃協議会自体が必要となるのかはまだ分かりませんが、今回のこの無料化をきっかけとして、あらかじめ規約を改正させていただきたいと考えております。

なお、自家用有償旅客運送である尾鷲地区・須賀利地区に関しましては、これまでどおりこの活性化協議会において皆様に協議いただく予定となっております。

2ページ目をご覧ください。

次に改正の内容についてですが、第9条第1項は「協議会は、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議するため道路運送法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議会を置くこととする。」、第2項は「運賃協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。(1) 市長が指名する職員、こちらは尾鷲市政策調整課長となります。(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、こちらは三重交通株式会社様になります。(3) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長が指名する職員、こちらは中部運輸局三重運輸支局になります。(4) 住民利用者です。繰り返しになりますが、この4者で運賃協議会を行うことになります。続いて第3項は、「運賃協議会の運営については、第8条の規定を準用する。」となっておりますが、こちらは会議の運営方法についての準用規定とな

ります。

5ページ目をご覧ください。

「第1項 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、会長は、特に必要と認めた場合、会議を省略して書面による賛否を求め、過半数の賛成をもって、会議の議決に代えることができる。」「第2項 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。」、第3項以降はまた各自でお読みください。

次に2ページ目の第9条にお戻りください。第4項は、「運賃協議会で協議を行うときは、あらかじめ利用者その他利害関係者、その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」、こちらは冒頭に説明いたしましたパブリックコメントの募集等になります。第5項は運賃協議会を有しない事案について、第6項は運賃協議会において協議した事項については、活性化協議会へ報告する旨を記載しております。

また、第9条に「運賃協議会について」を追加したことで条がずれますので、これまで第9条だった「事務局について」が第10条に、これまで第10条だった「経費の負担について」が第11条にと順々に変更しております。

以上で、「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正」についての説明を終わります。

(豊福座長)

ただ今、事務局より説明がありましたが、これに関しまして何か意見やご質問等がございましたらご発言ください。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうかね。

それではお諮りをさせていただきます。ただ今説明いただきました、「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正」につきましてご承認いただけますでしょうか。

「異議なし」

(豊福座長)

ありがとうございます。では、「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約改正」について、原案のとおり承認いたします。

5 尾鷲市地域公共交通計画の改定について

(豊福座長)

それでは、会議次第の5になりますけれども、「尾鷲市地域公共交通計画の改定」について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「尾鷲市地域公共交通計画の改定」につきましてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

令和4年度に、尾鷲市の人口減少が続くことが想定される中で、「第7次尾鷲市総合計画」に基づくまちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実現するためにも、鉄道・バス・タクシー等の既存交通事業者はもとより、社会福祉協議会等による地域との連携や、まちづくりと連動した持続可能で効率的な生活交通体系の構築を目的に尾鷲市地域公共交通計画を策定しております。この公共交通計画が令和8年度末をもって計画期間が終了するため、新たに令和9年度からスタートする次期計画を策定する必要があり、令和8年度中に改定作業を行う必要があります。

策定にあたり、先ずは現在の本市公共交通の現状を把握するために、交通事業者様へのヒアリング、市民1000人に対するアンケート調査、地区懇談会などの開催を今後予定しておりますので、その際は皆さまご協力をよろしくお願ひいたします。

今後の具体的なスケジュールに関しましては、次の第3回活性化協議会においてお示しする予定ですが、参考に前回のスケジュールを説明いたします。

前回は6月から7月にかけて計画策定支援業務に係る企画提案プロポーザルを実施しております。その中で各企業から提出された企画を審査する際の選定委員として一緒に審査いただくよう、豊福先生、三重交通様、クリスタルタクシー様にお願いをしておりますので、今回もご協力をいただきたいと考えております。続いて、11月に第2回活性化協議会を行い、計画策定支援業務の委託事業者の報告をしております。12月～1月には地区懇談会を開き、市民の皆様からのご意見をいたいでおります。1月に第3回活性化協議会を行い、計画の素案を出しております。2月に第4回活性化協議会を行い、計画案を出しております。3月に第5回活性化協議会を行い、そこで計画について承認をいただきました。

今年度は前回よりも早くプロポーザルを行い、全体的に余裕を持ったスケジュールとなるよう組み立てていければと考えております。

以上で、「尾鷲市地域公共交通計画の改定」についての説明を終わります。

(豊福座長)

ただ今、事務局から説明いただきましたが、何かご質問等ございますか。

よろしいですかね。

それでは、以上ですべての議題が終了しましたので、本日の「令和7年度第2回尾鷲市地域公共交通活性化協議会」を閉会させていただきます。

皆さんどうもお疲れ様でした。